

手続名
修学中の者に関する届出手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

手続説明

・概要
進学のため他市町村に異動された場合に、引き続き富士見市の国民健康保険に加入をしていただく手続です。

・対象者
住民票を異動した被保険者の旧世帯の世帯主

・提出期限
事由が発生した日から原則として14日以内

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・国民健康保険被保険者証

・在学証明書または学生証

・異動先の住民票

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shika_ku_kyufu/2017-0525-0846-16.html

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
あり